

# 審 査 基 準

令和6年7月19日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第8条第2項
処 分 の 概 要 :	通行許可
原権者 (委任先) :	警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め :	道路交通法施行令第6条 (通行を禁止されている道路における 通行の許可) 道路交通法施行規則第5条 (通行禁止道路通行許可証の様式等) 長崎県道路交通法施行細則第6条 (通行を禁止されている道路 の通行許可)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	5日以内 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	申請書は、通行許可を受けようとする区域又は道路の区間を管轄 する警察署の交通課 (地域交通課) 又は高速道路交通警察隊の窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	交通部交通規制課企画係 (電話 095-820-0110 内線5171) 警察署交通課 (地域交通課) (電話 - - 内線 ) 高速道路交通警察隊 (電話 0957-26-0178 内線 )
備 考 :	

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請にかかる許可対象行為が次の1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)の全てを満たす場合
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと
- 3 長崎県道路交通法施行細則（平成13年6月21日長崎県公安委員会規則第2号）第6条に掲げる車両に該当する場合

なお、長崎県道路交通法施行細則第6条に規定されている

「日常生活上又は貨物の集配等業務上の必要により」とは、当該車両によって日常通行するやむを得ない事情がある場合のほか、住民の日常生活に欠かすことのできないものを運搬する場合

「やむを得ないと認められる」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規則によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合

「業務上の必要」とは、貨物の集配等通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合

をいう。